

令和6年度第1回観音寺市総合教育会議議事録

日時	令和6年8月20日（火） 午前8時50分～午前10時40分	
場所	観音寺市役所本庁舎2階201・202会議室	
委員	観音寺市長 教育長 教育委員 教育委員 教育委員 教育委員	佐伯 明浩 十河 聖司 大久保 健二 豊嶋 起公子 茨木 孝治 宝田 恒治
事務局	政策部長 企画課長 企画課長補佐 教育部長 教育総務課長 教育総務課長補佐	薦田 等 福田 浩二 山地 康博 中山 久城 高橋 真人 大井 健司

会議次第

- 1 開会
- 2 議題
 - （1）文化財の保護について
 - （2）その他
- 3 閉会

教育部長

皆様、おはようございます。

本日は、御多用の中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

定刻がまいりましたので、ただ今より令和6年度第1回観音寺市総合教育会議を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、佐伯市長より御挨拶をお願いいたします。

市長

本日は、令和6年度第1回観音寺市総合教育会議の開催にあたり、十河教育長をはじめ、教育委員の皆様には、御多忙中にもかかわらず、御参集いただき誠にありがとうございます。また、日頃から、本市教育行政の推進に御理解と御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、本日の会議は、「文化財の保護について」を議題といたしております。本市に

は、現在、指定文化財や登録文化財が合わせて88件ございます。この中でも、「国指定史跡大野原古墳群」につきましては、本年1月、保存活用計画が文化庁の認定を受たところであります。今後は、当該計画に基づき、古墳群の適切な保存管理に加え、整備や活用等にも取り組んでまいります。

また、池之尻町におきまして整備を進めております、スマートインターチェンジの建設予定地において、一昨年、昨年と試掘調査を実施いたしました。調査の目的や成果のほか、市内の文化財の現状などにつきまして、この後、担当より説明させていただきたいと思っております。

市内の文化財を大切に守り、後世に残していくための取組みについて、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願いいたしまして、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

教育部長

本日の進行につきましては、私、観音寺市教育委員会事務局教育部の中山が務めさせていただきます。

それでは、これより議題に移らせていただきます。

議題（１）は、文化財の保護についてであります。

市長の冒頭挨拶にもございましたとおり、本市には、指定及び登録を併せて文化財が88件ございます。

また、現在工事中のスマートインターチェンジ関連事業地は、遺構や遺物などの文化財が埋蔵されているとされる土地に近接しており、このため、当該事業地を試掘調査したところ、新たな遺構が発見されております。

こうしたことから、本日は、市内の指定及び登録文化財の現状や新たに発見された埋蔵文化財の状況について説明をさせていただき、文化財の保護について御意見を賜ればと思っております。

本日のスケジュールにつきましては、まず初めに、本会議室において、文化財の現状等について説明をさせていただいた後、現在、発掘調査中の「黒島遺跡」の視察を行う予定としております。

なお、発掘現場には、駐車場がございませんので、お手元にお配りしております「移動車割り」のとおり、乗り合わせでの移動をお願いします。

また、御意見、御質問等につきましては、視察現場からこちらに戻った後、一括してお受けしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、文化振興課の丸本主任より説明をさせていただきます。

丸本主任

それでは、観音寺市内の指定・登録文化財及び埋蔵文化財について説明させていただきます。

私、観音寺市文化振興課の丸本と申します。よろしくお願いいたします。

本日１点目は、観音寺市内の指定・登録文化財について、２点目は、観音寺市内の埋蔵文化財についてということで、主にこの２点について説明させていただきます。

まず、観音寺市内の指定・登録文化財について簡単に紹介させていただきたいと思い

ます。

文化財には古墳であったり、建物であったり、色々な種類がありますが、これらは文化財保護法の中で体系が整理されております。

文化財にはどのようなものがあるのかについてですが、例えば、有形文化財といわれるものは、神社などの建築物、古文書、絵画のほか、考古資料、これはほとんど出土品関係です。また、無形文化財といわれる演劇や音楽なども、形は無いけれども文化財として保護される場合があります。その他、民俗文化財といって、常の生活道具や祭礼なども文化財として保護することがあります。また、記念物ですが、こちらは土地に所在するような文化財で、例えば史跡や古墳、日本庭園のような名勝のほか、天然記念物や動植物、つまり、樹木であったり動物であったり、そうしたのも文化財として保護される場合があります。さらに、文化的な景観ですが、昔の伝統的な建物が残る街並みなど、文化財には様々な種類がございます。最後の埋蔵文化財、土地に埋蔵されている文化財につきましては、後で追って説明させていただきます。

観音寺市内の指定・登録文化財は、現時点で88件ございます。その内訳をスライドのとおり円グラフにしてみました。これを見ると、建物であったり、美術工芸品であったり、指定文化財に関しては、有形文化財といわれているものが半分くらいの割合を占めているということになります。また、史跡、名勝、天然記念物など、記念物の割合が多いということも特徴として考えられます。

これらの指定文化財は、文化財保護の観点から現状を変更する際、国指定の場合は国の許可、県指定の場合は県の許可、市指定の場合は市の教育委員会の許可を受ける必要があります、申請して許可を受けることが制度化されております。このように、現状変更の際は様々な制限を受ける一方で、文化財に修理が必要となった場合には、補助金制度が整備されております。

次に、観音寺市内の文化財について、具体的に見ていきたいと思います。

まず、有形文化財、例えば、観音寺金堂であったり豊稔池堰堤であったりする建物等のほか、仏像や絵画などが国指定の文化財として市内に所在しております。県指定につきましても、絵画や彫刻、工芸品のほか、考古資料といったものが所在しております。また、市指定につきましても神社仏像、彫刻、古文書、考古資料などがあり、市内には非常に様々なケースの有形文化財が所在している状況であります。

このような有形文化財、建物であったり、美術工芸品であったりですけれども、現状といたしまして、これらは基本的には所有者、例えば、お寺の建物や仏像であれば、そのお寺によって、あるいは地域の方によって管理されている状況です。

課題といたしまして、まずは文化財の修理が挙げられます。建造物の修理は、やはり高額となります。補助制度を利用することによって所有者の負担は軽減されますが、行政側もその修理事業へ補助金を出せるよう予算確保が同時に必要となってきます。このように、文化財の修理が高額となる点への対応が課題と考えられます。

次に、管理の面ですが、防火や防犯など常日頃の目配せが必要です。また、地域で所有している、例えば、地域のお堂の中で管理しているような仏像や彫刻については、地域の世話人がいらっしゃるようですが、高齢化や後継者不足で維持管理する人材が不足

しているという悩みや相談を聞く機会があり、やはり、地域で文化財を守っていく人についても課題であると考えられます。

あとは、保管の方法ですが、虫害による毀損の防止なども、常々の維持ということで、課題になってくるのだろうと考えております。

次に、記念物ですが、国指定史跡の大野原古墳群や名勝琴弾公園、県指定であれば樹木ですが、日枝神社の樟、市指定では、一夜庵や天然記念物の海浜植物なども記念物として市内に所在しております。

それぞれの課題ですが、まず史跡においては、所有者により維持管理されており、見学者が来訪している状況であり、保存や安全確保のための方法の確立が特に課題となってくると思われます。これは、全ての史跡にあてはまる訳ではありませんが、一例として、国指定史跡大野原古墳群における椀貸塚古墳の石室、これは古墳の中に設けられた石積みの埋葬施設のことですが、四国でも最大の大きさを持ち、学術的にも非常に価値の高いものになります。しかし、課題として、石積みの耐久性が従来から危惧されており、今後対処方法を考えていく予定です。

あとは、やはり日常の維持管理が課題となってくると思われます。スライドの市指定史跡の青塚古墳は、地域の方が草刈りなどのメンテナンスを行っている状況ですが、今後の担い手不足がやはり悩みになってくると思います。

次に、名勝につきましては、市内に国の名勝琴弾公園がございます。こちらにも多くの見学者が訪れており、香川県の交流推進課がメンテナンスを行っている現状です。

こちらの課題は、文化財保護と都市公園、観光スポットとしての整備の両立ということが考えられます。

先に説明いたしましたとおり、文化財の現状を変更する際は、制限がかかり、これによって文化財の価値を守るための保護を受けていると整理はされていますが、公園内の地区によっては、地形の変更や建築物の新築や改築のほか、樹木の伐採などは原則として認められていません。こうしたことによって、文化財保護の観点からは、琴弾公園の景観が守られる一方で、都市公園ということもあり、また、多くの方が訪れる観光スポットという位置づけもあることから、こちらの整備との両立を図っていくことが、これからの課題になってくるのではないかと考えております。

続きまして、天然記念物ということで、左側のスライドが県指定の天然記念物、日枝神社の樟で、右側のスライドが市指定の有明浜の海浜植物です。このように、市内には植物が天然記念物として指定されております。現状は、これまでの文化財と同様に、所有者が日常の管理を行っておりますが、海浜植物につきましては、ボランティア団体による清掃などの取組みも行われています。

課題といたしましては、ほかの文化財と違って、樹木や植物は成長いたします。それぞれの生育段階に応じて、適切に対応しなければならないということで、例えば、枝が落下する可能性もあることから、剪定のタイミングなども常の生育状況を見ながら考えていかなければなりません。

また、海浜植物につきましては、最近特に、有明浜に設定している海浜植物の指定区域内に、外来種が生育している状況が確認されております。こうした外来種への対応策

を考えていくとともに、現状における各種植物の分布状況を再確認することも課題であると考えています。

次に、民俗文化財であります。現在、県指定の無形文化財として、和田、田野々の雨乞踊り、市指定の文化財として、有形の民俗文化財である仏足石や力石、無形であれば御門弓といった祭礼が文化財に指定されております。

無形文化財を例に課題を挙げますと、無形文化財は、練習をして定期的に発表会が行われております。スライドの上が、和田の雨乞踊り、下が田野々の雨乞踊りの発表会ですが、このように発表会を開催するためには、練習を行わなければなりません。練習と発表会を継続することで、踊りという無形文化財を守っていくという取り組みが保存会によって行われています。また、こうした活動に併せて、保存会による用具の新調や修理も必要となりますが、ほかの文化財と同様に、後継者不足が特に課題となっています。担い手の方々が踊りを伝え、その踊り自体が文化財となることから、特に後継者が重要となってくるものと考えております。そういった後継者の不足と、踊り手の指導者や担い手の育成が民俗文化財の場合、大きな課題であると思っております。

ここまで、指定・登録文化財を巡る現状と課題について、簡単に紹介させていただきましたが、全体的な課題といたしまして、現状4点あると思っております。

1点目は、多岐にわたる文化財の保存や修繕対応に必要となる、高度な専門知識であります。

具体的に申しますと、現在文化振興課の文化財担当職員は、係長と私の2名体制で様々な案件に対応しております。私の方は、大学で考古学を専攻しており、文化財のジャンルでいえば、史跡や埋蔵文化財がどちらかといえば専門になります。しかし、市内には多岐にわたる種類の文化財が所在しており、いろいろな相談を受けます。建物、建造物の傷みをどうしたらよいのかとか、植物の状態が芳しくないのか、どうしたらよいのかとか、また、担い手不足をどうしたらよいのかなど、各文化財でそれぞれ固有の悩みを所有者が持たれています。これらに対し、担当者として、あまねく専門的知識を持って適切に対応することが難しい状況にあります。現状ではそういった相談を受けた場合、私の方で知っている限り、適切な相談が出来る所であったり組織であったりに相談しながら対応していますが、なかなか十分ではないと思っております。このように、多岐にわたる種類の文化財に対し、高度な専門知識を有する職員体制が十分でないことが課題の1点目であると考えています。

2点目が、修理等に伴う所有者の経済的負担と行政の財政的負担であります。

やはり、補助制度、補助金を使って修理を行うにあたって、所有者にはいくらかの経済的負担が生じてきますし、行政側も予算措置をする必要があり、財政的負担が生じてきます。このようにどうしても、所有者と行政の両方に負担が生じることも課題であると考えています。

3点目は将来的な担い手の確保です。

こちらは、文化財を所有されている方、世話をされている方、民俗文化財で後継を担われている方、いずれも地域の高齢化について、色々な方面から相談がございます。このように、担い手の確保も今後の課題になってくると思っております。

4点目は、3点目と類似していますが、文化財の維持管理が地域の方の負担になってきている点です。これを何とかケアしていける仕組みや体制が執れたらいいと思っておりますが、今のところ課題として認識している状況です。

以上、観音寺市内の指定・登録文化財の種類に加え、それぞれの現状や課題について簡単に紹介させていただきました。

次に、観音寺市内の埋蔵文化財についてということで、紹介させていただきます。

今回は、スマートインターチェンジに接続する市道での遺跡の調査、黒島遺跡の事例から紹介させていただけたらと思っております。

まず、埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことで、主にその場所は遺跡といわれています。遺跡となると、古墳、貝塚、集落跡、昔の寺院、山城など、色々ありますが、現在全国に46万箇所ほどあるといわれています。例えば、これらは、学術的な調査を行って、遺跡ということが分かっているものもありますが、地元での言い伝えや土器が拾える場所なども遺跡に含まれております。このように、遺跡と呼ばれている箇所が観音寺市内には、およそ170箇所程ございまして、このような土地のことを周知の埋蔵文化財包蔵地といいます。

続いて、スマートインターチェンジに接続する市道部分ですが、今回試掘調査を行ったうえで本調査を行いました。

まず、試掘調査とはどのようなものなのかということですが。

観音寺スマートインターチェンジは、令和7年度末に供用開設予定で工事が進行しております。この事業地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の中に直接入ってきている訳ではありませんが、周辺には遺跡が存在していました。この遺跡の分布状況を分析したときに、まだ未周知の遺跡、いわば発見されていない遺跡が存在する可能性が高いと考えられました。もし工事中に遺跡が発見され、そこから調査に移行する場合、後のスケジュールがかなりタイトになってきます。つまり、試掘調査は、工事中における遺跡の発見による工事の遅延を確実に防ぐため、試しの事前発掘調査を実施し、遺跡の有無を確認しようとするものであります。

試掘調査の分担といたしましては、スマートインターチェンジの本体部分については、ネクスコ（NEXCO）さんが施工いたしますが、こちらについては香川県教育委員会が行い、観音寺市教育委員会では、接続する市道部分について試掘を行うということで、役割を分担して調査いたしました。

スライドの赤色と緑色の線が、スマートインターチェンジへの接続道です。北側の赤色が1号線、南側の緑色が2号線で、黒の太線で囲んでいるエリアの46番と47番が周知の埋蔵文化財包蔵地であります。このように、遺跡の周囲を巻くように事業が展開されている状況から、遺跡が事業地内に存在していてもおかしくないだろうということで試掘調査を実施いたしました。

試掘調査は、まず令和4年に北側の1号線から行いました。

具体的方法は、事業地の土地1筆に対し、1本から2本のトレンチ、つまり、部分的に地下を確認するための溝を掘り、その掘った溝の状況を確認していきます。スライドの赤色の細長い線がトレンチを設定した場所になります。試掘調査の現場付近は、いずれ

も水田で、スマートインターチェンジ本体工事部分は、丘陵地の端という状況でした。

試掘調査は、スライドのように、溝を掘っていきます。溝を掘ると、溝の壁に土の層を確認することができ、その土層の堆積状況を観ながら、遺跡や遺構の有無を確認します。

1号線の結果ですが、土層の堆積としては、畑の土、耕作土だけで、その下はいわゆる地山というものでした。つまり、層の中に人間の活動痕跡が基本的には認められない自然の堆積層でありました。仮に遺構、例えば、建物の跡とかが存在するのであれば、地山の上面に掘り込まれている可能性が想定されましたが、1号線の事業地では、それが認められませんでした。つまり、遺跡の存在は認められませんでした。

一方、南側の市道駅池2号線につきましては、1号線と同様に、試掘調査のトレンチ溝を設定して調査を進めていたところ、実際に遺跡、遺構の存在を示す状況を確認するに至りました。それが、スライドの黄色で囲った土地になり、2号線も現場としては、水田という状況であります。

そして、こちらのスライドが、現場で遺構が発見された試掘調査時の写真です。このように、トレンチを設定したところ、真上から溝の中を見た図面で分かるように、いくつかのピット、いわゆる昔の建物の柱の跡とか杭の跡ではないかと考えられるものはいくつか検閲されました。特に、スライドの大きなピットの方は、中を掘り下げてみると、土器が存在する状態でした。これらの状況から、この土地については、遺跡の存在が明らかになってきたということになります。

なお、先程、土層の堆積を基に判断していくと説明いたしましたが、スライドのこの辺りまでは畑の土ですが、1号線と異なり、この畑の土の下側に昔の須恵器片を含む古い堆積が残っていました。さらに、その下側の地山に、自然堆積に対して掘り込むように、土器が収められているような遺構が出てきたということで、遺跡の存在を確認するに至りました。

また、遺跡の規模や遺構の密度であったり、実際に掘削する際の遺構までの深さであったりなど、次の記録保存のための本調査に必要な費用を積算する基礎情報も、本調査で併せて得ることができました。

そして、遺跡を守ることが必要であるということで、実際の保護措置が継続されることとなりました。

この2号線の内、新たに保護が必要となった土地ですが、試掘調査のあと、どのような流れで本調査へ進むのかというのですが、スライドのとおり、試掘調査の結果は、市教委から県教委へ提出します。その際、新たに遺跡が見つかったということで、地域の字名を用いて、黒島遺跡として報告いたしますと、香川県の遺跡台帳に新たに登録されます。そして、観音寺市から県教委に対し、この土地で土木工事を行う旨の通知を発出しますが、これを受けて、県教委からは、この土地で工事をする場合、史跡の写真や図面等で記録保存するための発掘調査を実施するよう連絡がまいります。その後、記録保存のための本発掘調査を市教委で実施し、工事の着手は、この調査後という運びになります。

次に、本発掘の流れですが、前のスライドがその時の実際の写真です。まず、畑の土

を重機で掘削します。手掘りでは大変なので、遺構が存在する付近までは、重機を用いました。

次の作業といたしましては、この土地の土層の堆積状況ですね、掘削後の溝の壁面を観て、土地の成り立ちを細かく確認します。基本的には、試掘時と同様に耕作土の下に、古い堆積を確認し、その下の地山になりますが、そこに、昔の建物や溝の跡、つまり、遺跡の存在を確認しました。

この次に、具体的に遺構を検出していきます。先程までは、重機で掘削しましたが、ここから先は、人力によって、手掘で丁寧に地面を薄く削り、きれいに清掃していきます。そうすると、地山の質とは異なる土が、前のスライドは薄くて見づらいかもかもしれませんが、この辺りにうっすらと溝のように茶色っぽい土があったり、丸い跡が残っていたりするのが分かるかと思います。このように、地山の土とは異なる所を検出することで、遺構の確認を行いました。

遺構の検出を行った後は、どのように遺構が存在していたのかを図化します。今回の現場を図化した前のスライドでいえば、青色が溝で、赤色が杭の跡とか建物の柱の跡と考えられます。この作図した図面を基に、遺構を掘る順番や組み合わせを決め、具体的には、新しい遺構から古い遺構の順に掘っていきます。前のスライドの図1を例に見てみると、遺構が作られた順番は、番号の1、2、3の順で新しくなりますが、掘っていく時もこの順番で掘っていきます。もう1点は、建物の柱の穴の距離感とか間隔、組み合わせで、建物が復元できないかということについても確認して、実際に遺構を掘っていく準備を行いました。

これらを踏まえ、前のスライドのように、土層が観察できるよう、畔を残して掘っていましたが、土の堆積状況であったり、含まれている遺物や土器の破片であったりがどの層に含まれているのかを観ていきます。そうすることで、遺構が機能していた時期や使用されなくなった時期、また、使用方法などの情報を得ていくようにしました。

この様な情報をあまねく記録した後は、全景写真の撮影を行います。最終的にはスライドのように、空中写真を撮影して調査が完了いたします。

そして、黒島遺跡において昨年の調査で検出した遺構は、溝を含み多数の柱の穴の跡でした。スライドの右が溝、左の丸く見える部分が柱の穴であったり、小さな杭の穴の跡です。

これらの内、溝につきましては、一部の溝底に川底のような水成の砂質土が堆積しており、一定期間滞水状況にあった可能性が認められました。

次に、帰属する時期であります。溝の中に堆積した土の中に7世紀代の須恵器片が含まれていたことから、少なくとも7世紀代には使用されなくなって土が溜まり、その中に土器が混じっていたのではないかとということが考えられます。

次に、柱穴、柱の穴ですが、少数の大きな柱穴と多数の小さな柱穴に大きく分けられました。まず、小さな柱穴につきましては、建物や柵の跡を復元できるような組み合わせが有りませんでした。元来は、存在していたかも知れませんが、後世の耕作によって削られ無くなってしまっている可能性が高いと考えられます。

一方で大きな柱穴は、完存はしていないものの、弥生時代の掘立て柱の建物が複数存

在するのではないかと仮説を立て、その後、組み合わせを検討した上で掘削を開始しました。具体的には、スライドのここに、試掘調査で検閲した土器を埋納するピットがあります。これらを組み合わせると、スライドに示すような建物が復元できるのではないかと仮説を立てて掘削をしていきました。

しかし、結果といたしましては、スライドのように、弥生土器が入っていた柱穴の1番と2番及び3番の柱穴の断面形が少し異なることに加え、1番には弥生土器、3番には古墳時代の須恵器が入っていたことから、帰属する時期も異なることが明らかとなりました。

従いまして、最初に想定していた組み合わせは、積極的には証明できないこと、また、4番と5番の組み合わせも間違いがないとはいえないため、建物の存在を示すような柱の穴は有りましたが、組み合わせでの復元は難しいという状況でした。

ただ、弥生土器が入っていた柱穴の1番につきましては、柱を抜いた後に土器を埋める事例はあります。しかし、組み合わせることができる柱穴が無いこと、柱を抜いた痕跡に埋まっている土と土層の断面との確認ができないため、現段階では柱の穴までとはいえず、土器を埋納した遺構として暫定的に評価せざるを得ないと考えています。

そして、全体的な性格としては、弥生時代の土器埋納遺構を除いては、古墳時代から飛鳥時代に帰属する遺構であると考えました。

最後に、現時点における担当者の所見です。

遺跡の種類は、台地上の集落遺跡であろうと思われます。ただし、先にお伝えしたとおり、後世において、耕作などの影響を受け、かなり削られてしまっている状態にあります。そして、時期としては、弥生時代、そして古墳時代から飛鳥時代にかけての大きく2つの時期に分かれるのではないかと考えられます。

なお、2号線の調査だけで考えるなら、溝の状況から飛鳥時代に集落遺跡があったのではないかと推測できますが、この時期に営まれた集落遺跡の調査事例は、観音寺市内においては数少ない状況です。

飛鳥時代は、日本列島で律令国家、奈良時代ができる前の段階で、大野原古墳群でいえば、平塚古墳や角塚古墳が造られた時代に相当することとなります。このように、この時代に大きな古墳が観音寺市域に造られています。その後、奈良時代には国府が坂出の方へ移動するという事で、飛鳥時代は地域の様子や社会状況が大きく変遷した時代だといわれています。これまでは大野原古墳群が、この時代における観音寺市内の地域社会の様子を物語る遺跡でありましたが、黒島遺跡も飛鳥時代に帰属するものであったかどうかを今後具体的に検証していかなければなりません。もしそうだとしたら、古墳のみならず、集落の様子から、当時の三豊平野の地域社会を読み解いていく上での材料の一つになるかもしれない、そのような調査であったのではないかと考えております。

最後のスライドが今年度調査中の現場図です。

このあと、先程紹介した調査地のすぐ隣で現在調査を行っておりますので、その状況を視察いただければと思っております。

私からの説明は、以上になります。

教育部長 お疲れ様でした。
それでは、引き続き発掘現場へ向かいたいと思います。

－ （発掘現場の視察） －

教育部長 それでは、会議を再開いたします。
議題（１）の文化財の保護について、御意見やご質問はございますでしょうか。

委員 黒島遺跡ですが、このあと、試掘調査や遺物の回収等を終わると、埋め戻されるもの
と思っております。

去年調査された所もおそらく埋め戻されているのですが、埋め戻すと、二度と日
の目を見ることはないのでしょうか。残念な思いもありますが、ここは、埋め戻す、逆
にここは、後世に保存して残そうといった判断基準はどんなところにありますか。

丸本主任 埋蔵文化財を後世に残すか、若しくは記録保存して埋め戻すのかについての判断基準
ですが、こういった遺構がこれくらい出土したから残しましょうといったような明確な
線引きはございません。しかし、史跡、埋蔵文化財の中でも本当に全国的にも稀なもの
で、例えば、考古学の研究者などの目から見ても、この遺跡は国の遺指定跡になっても
おかしくないだろうといった価値があるような場合は、保存の方向で動いていく可能性
はあると思われます。しかし、日本全国で年間何千件も発掘調査が行われていますが、
基本的には記録保存するかたちとなります。現場は残りませんが、報告書という形で図
面や写真に加え、調査担当者の所見を一冊の報告書として記録します。埋蔵文化財の場
合は、冊子として記録することで保存、遺物や図面関係も保存、保管していくといった
方法をとっています。

従いまして、黒島遺跡につきましても、調査完了後には、遺物や図面の整理作業行い、
報告書を作成するといった流れになります。

教育部長 ほかに、御意見や御質問はございませんでしょうか。

委員 本日視察した場所と、その前に調査した場所の２箇所で見つかったということは、さ
らにこの近辺にも遺跡が存在する可能性があると思います。本日視察させていただいた場
所以外を調査する判断は、何かあるのでしょうか。

丸本主任 埋蔵文化財の場合、調査するケースは２パターンあります。まず、１つ目は、元々遺跡
の範囲で何らかの工事が行われる場合で、これにつきましては、事前にその対象地調査
をしたうえで、記録保存いたします。今回の場合が２つ目のパターンで、遺跡の範囲に
は入っていないけれども、近くに遺跡があるかもしれないので、試掘を実施すると、や
はり見つかった。見つかったところが遺跡になって、そこを本調査して記録保存する
というパターンであり、基本的には、この２つになると思います。

遺跡の調査においては、これを保存するために必要な調査、つまり、古墳の範囲や大
きさなどを確認する為の調査です。この様に、同じ調査であっても、記録保存する調査
と残すために必要なデータ採る調査があり、調査方法は目的によって変わってくるこ
とになります。

教育部長 ほかに、御意見や御質問はございませんでしょうか。

教育長

2点お願いしたいと思います。

本日は、貴重な学びの時間をいただいたと思っておりますが、今日のような学習を学校教育に生かせないかという点です。

その理由ですが、昨年度の大野原古墳祭りに際し、小中学生がナビゲータとして古墳を案内していたと伺っております。この様な関心の高い児童生徒に対し、今日のような体験や学習ができれば、もっともっと興味や関心が将来へ繋がっていくのではないかと思っております。文化振興課において、出前講座や見学会など、学校教育と繋がりのあることを何かされているのかという点が1点目です。

もう1点は、今日のスライド説明の中で、文化財の保存とか維持管理には非常に多くの課題があるという話がありました。そうした中、観音寺市には文化財保護協会という団体や文化財保護審議会という機関があります。文化財の維持管理や保存について、そうした団体や機関とどのように連携を図られているのか教えてください。

丸本主任

まず、1点目の学校教育への活用ですが、大野原古墳群が国指定となり、これからの保存活用につきまして、その保存活用計画を策定しました。そして、この計画の中にも学校教育との連携を記載しており、非常に大切なことであると思っております。実際に私の方も、大野原小学校の古墳クラブの座学に年2回程呼んでいただき、講師としてお話をさせていただく機会もございます。また、市内の小学校から、古墳を見学する校外学習の際に説明してほしいというご要望があり、直接現地に赴き説明させていただいております。その際には様々な質問が出てきて、古墳に対して興味があるのだろうと感ずることが多くあります。なお、黒島遺跡につきましては、記録保存後、埋め戻しますが、出土品や写真は残りますので、これらを活用して、こんな所にも人々が生活を営んでいた集落跡が存在していたということを、出前講座や企画展を通じてお伝えしていきたいと思っております。

次に、2点目の文化財保護協会や保護審議会と連携した、取組みについてですが、まず、保護審議会につきましては、文化財の保存や現状変更の際、その手法が適切であるかどうかや、新規に市の指定文化財にしようとする物件があった場合には、それについて審議いただくということで、主に保護の方面で御意見等を賜っております。一方、文化財保護協会の皆様は、年に1回市内の史跡や文化財の奉仕作業をされております。また、会員には、古文書や市内文化財の調査研究をされている方がいらっしゃることから、地域の文化財で、私どもでは分からないことをお尋ねすることがあります。今後も会員の皆様が、独自に調査を行い蓄積された情報等の提供であったり、助言であったり、そうした面でお力添えをいただきたいと思いますと思っております。

教育部長

ほかに、御意見や御質問はございませんでしょうか。

委員

黒島遺跡ですが、本日視察した現場一帯を黒島というのでしょうか。

丸本主任

本日紹介させていただいた遺跡が見つかった場所の字名が黒島ということで、池之尻町の黒島という地域になります。遺跡の命名につきましては、基本的に字名を用いることが多く、それをもって黒島遺跡とさせていただきました。ただし、今回説明いたしました調査地と現地で視察いただいた調査地は、ちょうど町の境となっており、機械的に字名を振っていくと別の遺跡名になるのではないかと議論もあるかもしれませんが、

位置関係的に別々の遺跡であることは考えにくかったため、地名的には相違があるかもしれませんが、今回の調査地も黒島遺跡の範囲に追加するかたちといたしております。

委員 古い地名なのでしょうね。

丸本主任 そうですね。字名で残っていますし、近くに黒島神社もありますので、やはり、古くからの地名であると思われます。

教育部長 ほかに、御意見や御質問はございませんでしょうか。

市長 本日のような遺跡は、神社の回りで発見されることが多いのでしょうか。

丸本主任 やはり、古くからの神社は地域の中心的な施設だと思います。そこには人が集まり、人の営みや祭事等が残っていく可能性が高いため、そういったところの近辺は、調査の前段で遺跡がある可能性を想定し得るのではないかと思います。

市長 本日視察したような遺跡が、国の重要文化財になった場合、スマートインターチェンジもやむなく中止になることがあるのでしょうか。

丸本主任 今回の場合は、記録保存という方向で調整していますので、今の段階から方針が大きく切り替わるということは考えられません。

市長 出土した遺跡が全国的にも素晴らしいものであると、完全にスマートインターチェンジの整備は勘弁してくださいということになるのでしょうか。

丸本主任 例えば、今回出土したものがとても重要なものであり、そこを残す方向で考えた場合、少し法線を変更する、いわゆる道をずらす方策が考えられます。

担当としての思いですが、そういった可能性も今後ゼロではないため、事前に今回のような事業計画があった場合は、早めに試掘による確認調査を実施し、本調査も早めに計画的に進めていくことになります。工事直前に調査について協議していくパターンでは、その時点でかなり工事計画が進んでいる場合があるので、そうすると事業全体の予定が変わってしまいます。やはり、事前に工事の計画を整理したうえで調査すべき所は、早い段階で調査し保存していくが大事であると思っています。

教育部長 ほかに、御意見や御質問はございませんでしょうか。

無いようですので、議題（１）につきましては、これで終了とさせていただきます。

引き続き、その他ということで、本日の文化財の保護についての議題以外で、何か御意見や御質問等はございますか。

無いようですので、最後に閉会の挨拶を十河教育長よりお願いします。

教育長 失礼します。

本日の総合教育会議では、観音寺市の文化財、特に埋蔵文化財について学ぶことになりました。私たちが普段何気なく暮らしている、その同じ場所に、何千年も前の人が同じように暮らしていたことを想像するだけで、感慨深いものがあります。そして、本日もご紹介いただいた、出土品であったり遺構であったりは、物なのですが、その物から人の営みや息遣いを感じることができました。また、そうしたことを思い描いていく学問であったり、学びであったりは、非常に興味深いと思っています。

昨年、文化財保護協会の講演会で講師を務められた、愛媛大学の胡光先生が、論語の言葉を引用されて「古きを温ねて新しきを知り、また古きを伝える」とおっしゃられていました。そうした先人たちの営みを知ることが、私たちにとっては地域への愛着や誇

りに繋がるものと考えますし、また、それを後世に残していくも私たちが預かった大きな使命ではないかと考えています。

ただし、その残すということを考えた時に、例えば、費用の面、人材の面で大変沢山の課題があることも知りました。今後そうしたことを観音寺市としてクリアしていきながら、今ある大切な文化財を守り繋いでいきたいと考えています。

いずれにいたしましても、こうしたことができるのは、丸本主任のような専門性の高い方がいらっしゃるからであり、引き続き指導いただきたいと思っております。

委員の皆様には、早朝より、また暑い中長時間にわたって御参加いただきまして、ありがとうございました。

教育部長

以上をもちまして、令和6年度第1回観音寺市総合教育会議を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。